

四日市市ごみ集積場に設置する物品支給事務取扱要領

(趣旨等)

第1条 この要領は、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年四日市市条例第7号)第2条第2項第5号に定める所定のごみ集積場を管理する自治会等が、当該ごみ集積場にごみ散乱防止ネット(鳥獣防護ネット)、などの物品(以下「物品」という。)を設置する場合に、予算の範囲内でその経費を支援することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領における用語の定義は次のとおりとする。

(1) 自治会等 市内に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体であって、本市が自治会または連合自治会として確認したものをいう。

(2) 所定のごみ集積場 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年四日市市条例第7号)第2条第2項第5号に定める家庭系廃棄物の集積場をいう。

(3) 清掃事業所 四日市市が設置する清掃事業所をいう。

(支給の対象となる物品)

第3条 この要領に定める支給の対象となる物品は、次に掲げるものとする。

(1) 所定のごみ集積場に設置するごみ散乱防止ネット(鳥獣防護ネット)

(2) 所定のごみ集積場に設置するペットボトル回収容器

(3) その他所定のごみ集積場に設置するものであって、市長が必要と認めたもの

(支給対象者)

第4条 この要領に定める支給対象者は、自治会等とする。

2 前号の規定に関わらず、市長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

(物品支給の申請)

第5条 物品の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、四日市市ごみ集積場に設置する物品支給申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 位置図

(2) その他市長が必要と認めるもの

(物品支給の決定)

第6条 市長は、第5条の規定に基づく申請があったときは、その内容を審査し、物品支給をすることが適当と認めたときは、支給を決定し、申請者に支給するものとする。

2 市長は、前項の審査にあつては、必要に応じて、清掃事業所の長(以下「所長」という。)に対して、設置場所、設置形態、収集対応の是非、その他の事項について現地確認等を実施させ、当該結果を報告させるものとする。

3 市長は、物品支給の決定をする場合において、物品支給の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付することができる。

4 第1項の物品の支給は、地区市民センターを経由して行うものとする。

(決定の取消等)

第7条 市長は、物品の支給の決定を受けた者（以下「決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、物品支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 四日市市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、この要領又は物品支給の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 支給した物品を目的以外に使用したとき。
- (3) 事業を中止し、又は廃止したとき。
- (4) 事業に関する申請、施工、報告等について不正な行為があったとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、支給した物品の使用が不適切であると市長が認めるとき。

2 決定者は、市長が前項の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に対する物品の支給を受けているときは、市長の請求に応じ、支給した物品の調達に要した金額の全部又は一部を返還しなければならない。

(関係書類の整備等)

第8条 決定者は、当該事業に係る関係書類を整備し、当該事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(調査)

第9条 市長は、物品支給の予算執行の適正を期するため必要があると認めるときは、決定者に対する報告を求め、又は職員に調査を行わせることができる。

2 決定者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 (施行期日)

この要領は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 令和4年4月1日以降に、令和4年3月31日以前の様式によって行われた手続は、令和4年4月1日から施行する要領の規定に相当の規定があるものは、これらの規定によってなされた手続とみなす。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。